

# 被扶養者の資格調査(再認定)にご協力ください

今年も被扶養者の資格調査(再認定)を行います。  
被扶養者の資格調査とは厚生労働省の通達に基づき、現在被扶養者となっている方が認定要件を満たしているか確認するものです。ご理解とご協力をお願いいたします。

実施期間

令和3年9月中旬から10月29日(金)まで

対象者

18歳以上の被扶養者(高校生を除く)

※ただし、下記に該当する場合は調査対象外となります。

- 令和3年4月1日以降に被扶養者として認定された方
- 平成15年4月2日以降に生まれた方



## 資格調査に必要な書類

- 被扶養者調査表(対象者全員)
- 現在学生 ▶ 学生証(写)または在学証明書

※学生証は有効期限が明記されているものに限り、※学生でも収入がある方は、収入に関する書類が別途必要となります。

- 収入に関する書類(対象者全員)

給与収入 ▶ 「直近の給与明細(写)」又は「令和2年の源泉徴収票(写)」  
年金収入 ▶ 令和3年度の「年金改定通知書(写)」又は「振込通知書(写)」  
事業収入 ▶ 令和2年度の「確定申告書一式(写)」

令和2年1月～12月の期間に収入があったが、現在は収入が無い場合

▶ 被扶養者調査表の備考欄に現在収入がない理由をご記入ください。(例:令和〇〇年〇月〇日退職など)

- 仕送りに関する書類(無収入の配偶者・子以外で被保険者と別居の方)

▶ 仕送り額が確認できる「振込明細」又は「現金書留」

※被扶養者に収入がある場合、収入金額を確認できる書類(写)

その他必要書類や詳細につきましては、後日送付する被扶養者調査表をご確認ください。

## 被扶養者の要件を満たしていない方が認定を受けている場合…

被扶養者の要件に該当しない方がいる場合、その方の医療費の支払いなど、皆様より納付された保険料に不要な支出増となり、将来的に保険料の引き上げにもつながりかねません。保険料適正化のためにも、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。